

平成30年度 第11回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年2月12日（火）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 10名

農地利用最適化推進委員 9名

1番 藤 平 清 子 君
2番 浅 野 敬 司 君
3番 吉 田 和 嗣 君
4番 小見川 清 君
5番 柳 生 利 幸 君
6番 吉 田 修 夫 君
7番 小 泉 治 久 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君
2番 大 塚 康 夫 君
3番 長 沼 一 美 君
4番 齊 藤 正 義 君
5番 横 田 親 雄 君
6番 栗 山 繁 君
7番 野 口 裕 司 君

9番 中 山 進 君
10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、9番青山和泉委員・1番藤平清子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号1番が、農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員に、整理番号2番が、農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、畑、2筆、面積合計が11aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。阿見町、売却区分番号阿30-3、公売でございます。

整理番号2番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が28aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。阿見町、売却区分番号阿30-1、公売でございます。

整理番号3番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が10aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為にございます。譲渡人の理由としては、離農する為にございます。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から3番を9番青山和泉委員お願いいたします。

9 番： 整理番号1番2番3番について報告します。整理番号1番2番については、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、町の公売により売却決定されたもので、譲受人が農業経営規模拡大のため取得するものであります。いずれの農地も耕作されており、農作業に従事する家族の状況からみて、申請地を含め、農地を効率的に利用できるものと見込まれます。また、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、許可相当と判断いたします。

次に整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲渡人からの要望により、売買契約により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。境界についても問題ないと思われまます。譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員4番齊藤正義委員、農業委員8番横張清彦委員 入室)

<議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日1月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積

が26aの内14aです。転用理由は、太陽光発電設備設置のためです。転用計画は太陽光発電設備です。工事期間は平成31年3月10日から平成31年4月30日までです。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員お願いいたします。

1 番： 整理番号1番について報告します。

整理番号1番について、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、畑として耕作中の農地であり、農地の広がりもないことや、隣地境界についても問題ないと思われます。また、周辺農地について影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

会 長： 売電はどのようになっていますか。

事 務 局： 今回、49.5キロワット、288枚のパネル設置となり、1キロワット〇〇円で、1ヶ月〇〇万円くらいになる予定です。設置しない農地部分は、ブロッコリーの生産を予定しているそうです。

申請地は、農地の広がりのない第2種農地であり、産業用太陽光発電設備への転用となります。

議 長： 他、質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日1月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、店舗併用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅(店舗併用/美容室)です。工事期間は許可の翌日から平成31年7月31日までです。契約内容は所有権移転(贈与)です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番小見川清委員お願いいたします。

4 番： 整理番号1番について報告します。

整理番号1番について、現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地周囲については、農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれておりますので、周辺農地への影響を懸念することもありますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

会 長： この案件は、10年特例が適用となりますか。

事務局： はい。１０年間以上居住していたところや、近隣の調整区域に自己用住宅を建てることのできる、１０年居住者特例制度が適用になります。

また、市街化区域に隣接し、住宅地に囲まれた場所で、農地の広がりがない第２種農地でしたので、自己用住宅・店舗用住宅への転用が認められています。

議長： 他、質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第４号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第４号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第４号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号１番、申請日１月２１日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、１筆、面積は５ａ、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院昭和５０年２月３日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号２番、申請日１月２２日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、１筆、面積は０．３ａ、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成２年１１月５日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号１番を４番小見川清委員、２番を３番吉田和嗣委員お願いいたします。

４番： 整理番号１番について報告します。

整理番号１番について、現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。また、昭和５０年の航空写真からも、建物が建築されており宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

３番： 整理番号２番について報告します。

整理番号２番について、現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。申請地の固定資産税は宅地課税であります。また、平成２年の航空写真からも建物が建築されており、宅地として利用されている状態であることが判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第４号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第５号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第５号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号1番から5番が農業委員9番青山和泉委員に、整理番号7番が農業委員5番柳生利幸委員に、整理番号8番が農業委員6番吉田修夫委員に、整理番号10番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が2a、権利は使用貸借の利用権、地目は田、1筆、面積が12a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が9a、権利は使用貸借の利用権、地目は田、2筆、面積合計が46a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が50a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が5a、利用権の内容は水稻、地目は畑、1筆、面積が14a、利用権の内容は普通畑、権利は使用貸借の利用権で、10年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が7a、権利は使用借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が10a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が134aの内50a 権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が15a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が2a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号14番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が25a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号15番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が14a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号16番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が14a、利用権の内容はレンコン、地目は畑、1筆、面積が18a、利用権の内容は普通畑、権利は賃貸借の利用権で、9年の新規設定です。

整理番号17番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が17a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号18番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が33a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号19番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が7a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号20番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が12a、権利

は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、9年の新規設定です。

整理番号21番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が96a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、9年の新規設定です。

整理番号22番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、4筆、面積合計が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号23番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号24番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号25番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が11a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号26番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が5a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号27番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が3a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号28番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が2a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は果樹で、10年の再設定です。

整理番号29番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が104a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の再設定です。

整理番号30番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が14a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号31番、申請地、阿見町〇〇、地目は田2筆、畑4筆、面積合計が134a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の再設定です。

整理番号32番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が19aの内9a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号33番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が16a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、4年の新規設定です。

整理番号34番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、2筆、面積合計が39a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号35番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、3筆、面積合計が59a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。

整理番号36番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が11a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の新規設定です。

整理番号37番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が33a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号38番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が29a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号39番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が28a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号40番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が10a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号41番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積が14a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定です。

整理番号42番、申請地、阿見町〇〇、地目は田、1筆、面積が22a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5年の新規設定です。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員9番青山和泉委員、農業委員5番柳生利幸委員、農業委員6番吉田修夫委員、農業委員8番横張清彦委員 入室)

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 2、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 4、農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成31年2月12日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は6件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は10件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事 務 局： その他（事務連絡）

①活動報告

○1月25日（金）県農 県知事との新春農政懇談会〔水戸フェリベール〕

○1月29日（火）県南連絡協議会

農業委員・推進委員合同研修会〔石岡市中央公民館〕

○2月 6日（水）いばらき農業委員会女性協議会現地研修会〔龍ヶ崎市〕

②今後の予定

○2月14日（水）郡協 全委員研修会及び懇親会〔牛久市〕

○2月26日（火）あみまち農活フェア〔榑斗セキ研修棟〕

○3月 1日（金）担い手応援大会〔小美玉市〕

○3月11日（月）標準賃金検討委員会 午後2時30分から

農業委員会だより編集委員会 定例総会後

③現地調査及び総会の予定

○3月現地調査 3月 8日（金）当番農委 2番浅野敬司委員

当番農委 3番吉田和嗣委員

○3月定例総会 3月11日（月）午後3時から 305会議室

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時10分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印